（海上幕僚監部防衛課防衛班長兼海上自衛隊幹部学校）同　福田　達也
第八護衛隊司令を命ずる
（海上幕僚監部防衛部装備体系課艦船体系班長）同　永井　一成
第一三護衛隊司令を命ずる
（大湊海上訓練指導隊司令）同　桑野　弘道
第一四護衛隊司令を命ずる
（第八護衛隊司令）同　平野　晃胤
大湊海上訓練指導隊司令を命ずる
（第二五航空隊司令）同　岡田　真典
航空集団司令部訓練主任幕僚を命ずる
（海上幕僚監部防衛部防衛課防衛調整官兼海上自衛隊幹部学校）同　小峯　雅登
第一航空隊司令を命ずる
（海上幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長）同　春花　和広
第二五航空隊司令を命ずる
（海上幕僚監部人事教育部厚生課長）同　畠野　俊一
第五一航空隊司令を命ずる
（第一潜水隊群司令部首席幕僚）同　杉山　治
第二潜水隊司令を命ずる
（第一三護衛隊司令）同　飯塚　洋文
大湊警備隊司令を命ずる
（統合幕僚監部運用部運用第二課訓練調整官）同　柴田　有三
海上自衛隊幹部学校研究部図演装置運用課長を命ずる
（大湊警備隊司令）同　髙田　治彦
海上自衛隊幹部候補生学校教育部長を命ずる
兼ねて学生隊長を命ずる
（情報本部）同　坂上　禎
海上自衛隊第三術科学校教務部長を命ずる
（海上自衛隊第三術科学校教務部長）同　神田　忠臣
海上自衛隊補給本部装備計画部長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）一等空佐　阿蘇　晋一
航空幕僚監部総務課涉外班長を命ずる
（統合幕僚監部運用部運用第二課運用調整官）同　柿原　国治
航空幕僚監部人事教育部人事計画課長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）同　鮫島　建一
航空幕僚監部人事教育部人事計画課養成班長を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部人事計画課長）同　佐藤　信知
航空幕僚監部防衛部防衛課防衛調整官を命ずる
（航空幕僚監部防衛部防衛課防衛調整官）同　今城　弘治
（航空幕僚監部防衛部）同　大岩　卓弥
（同）同　片岡　智
航空幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる（各通）
（自衛隊岐阜地方協力本部長）　後藤　雅人
航空幕僚監部技術部技術課長を命ずる
（第六航空団整備補給群司令）同　益田　孝
航空総隊司令部装備部計画課長を命ずる
（航空教育集団司令部総務部長）同　中原　茂樹
北部航空警戒管制団司令を命ずる
（航空幕僚監部総務部総務課涉外班長）同　小島　隆
第六航空団整備補給群司令を命ずる
（自衛隊宮崎地方協力本部長）同　林　英治
第四高射群司令を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部人事計画課長）同　椙村　恭士
航空支援集団司令部防衛部長を命ずる
（航空支援集団司令部防衛部長）同　野中　盛
第三輸送航空隊司令を命ずる
兼ねて美保基地司令を命ずる
（第四高射群司令）同　深瀬　尚久
航空教育集団司令部総務部長を命ずる
（航空総隊司令部装備部計画課長）同　穂積　文孝
航空自衛隊幹部学校主任教官を命ずる
（航空幕僚監部装備部装備課調達室長）同　小林　努
航空自衛隊第一補給処東京支処長を命ずる
兼ねて十条基地司令を命ずる
（北部方面総監部人事部長）一等陸佐　笹木　明仁
自衛隊宮城地方協力本部長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校主任教官）一等空佐　伊東　修
自衛隊岐阜地方協力本部長を命ずる
（陸上自衛隊研究本部主任研究開発官）一等陸佐　齋藤　剛
自衛隊熊本地方協力本部長を命ずる
（第三後方支援連隊長）同　黒丸　逸朗
自衛隊大分地方協力本部長を命ずる
（航空自衛隊第一補給処東京支処長兼十条基地司令）一等空佐　西谷　正文
自衛隊宮崎地方協力本部長を命ずる
（海上自衛隊幹部候補生学校教育部長兼学生隊長）一等海佐　大熊　圭介
情報本部総務部長を命ずる
（陸上自衛隊研究本部研究員）一等陸佐　中村　佳伸
技術研究本部技術開発官（陸上担当）付第三開発室長を命ずる
（技術研究本部技術開発官（船舶担当）付第六設計室長）一等海佐　岡崎　義信
長崎防衛支局装備課長を命ずる（以上七月二十六日）
（中部航空警戒管制団基地業務群司令）一等空佐　岩城　公隆
航空幕僚監部装備部装備課調達室長を命ずる
（情報本部）同　島津　貴治
中部航空警戒管制団基地業務群司令を命ずる（以上七月三十日）
（海上幕僚監部総務部経理課）一等海佐　山口　宜久
海上幕僚監部総務部経理課予算班長を命ずる
（海上幕僚監部総務部経理課予算班長）同　瀬戸西　修
横須賀造修補給所副所長を命ずる
（海上自衛隊補給本部需品部長）同　眞弓　英之
海上自衛隊東京業務隊司令を命ずる
（横須賀造修補給所副所長）同　余座　正一
海上自衛隊補給本部需品部長を命ずる（以上七月三十一日）
（第三五普通科連隊長）一等陸佐　菅野　隆
ハイチ派遣国際救援隊付を命ずる（八月四日）

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５３号
宮城県白石市福岡深谷字北畑３番地
債務者　佐藤　弥生
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
　仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第５５号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町２丁目７番40号
債務者　加藤　透（旧姓八橋）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
　仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第７９号
福島県郡山市富久山町久保田字古町251番地の２　国分第２ＡＰ105号
債務者　豊
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字後原31番地１、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字後原32番地
債務者　影山　義男
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
　福島地方裁判所白河支部破産係